

## 給水装置工事の指定給水装置工事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日: 令和4年3月16日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第1336号	日本水理 株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号	小久保 和則	日本水理 株式会社 東京本社	東京都中央区新川一丁目2番8号	令和3年 9月29日
第1981号	株式会社 ユニマツライフ	東京都港区南青山二丁目12番14号	菅田 貴人	株式会社 ユニマツライフ	東京都港区南青山二丁目12番14号	令和3年12月31日